

## 新潟市就学者自立生活援助事業実施要綱

### (目的)

第1条 就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であつて、満20歳に達した日から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた児童福祉法第6条の3第1項第1号に規定する満20歳未満義務教育修了児童等であつたものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は新潟市とする。

### (就学者自立生活援助事業者)

第3条 就学者自立生活援助事業者（以下「事業者」という）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であつて新潟市長が平成10年4月22日付児発第344号「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」により、適当と認めた者とする。

### (対象者)

第4条 次の（1）から（3）の要件を全て満たす者を対象者とし、定員の範囲内で20歳到達後から22歳の年度末までの間において支援を実施する。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の6で定める者であること。

<注:児童福祉法施行規則第1条の2の6で定める者>

- ① 学校教育法第50条に規定する高等学校に在学する生徒
- ② 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒
- ③ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒
- ④ 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）に在学する学生

- ⑤ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学に在学する学生
  - ⑥ 学校教育法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生
  - ⑦ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する生徒
  - ⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生
- (2) 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。
- (3) 満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者。

(事業内容)

第5条 本事業は対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 対人関係，健康管理，金銭管理，余暇活用，食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ② 対象者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 大学，高等学校など教育機関，児童相談所等関係機関との連携

(申込み，入居及び退去時の取扱い等)

第6条 新潟市児童相談所長は，対象者から援助の実施について申込みがあったときは，援助及び生活指導等を行うものとする。

- 2 援助の実施を希望する者は，申込書を児童相談所長に提出しなければならない。
- 3 児童相談所長は，第1項の申込みにより援助を実施する場合や，変更または解除する場合は，事業者の意見を聞かなければならない。
- 4 特別な事情により本市以外の都道府県等が本市の区域内の自立援助ホームにおいて援助を行うときは，新潟市児童相談所長に協議するものとする。この場合の費用負担については，本市は行わないものとする。また，当該都道府県等が当該援助の実施について変更または解除する必要があると認めるときは，新潟市児童相談所長に報告するものとする。
- 5 児童相談所長が本市の区域外の自立援助ホームにおいて援助を行うときは，新潟市児童相談所長は，当該区域を管轄する都道府県等に協議するものとする。この場合の費用負担については，本市が行うものと

する。また、児童相談所長が当該援助の実施について変更または解除する必要があると認めるときは、児童相談所長は当該区域を管轄する都道府県等に報告するものとする。

- 6 新潟市は、児童福祉法施行規則第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあっては、当該自立援助ホームにかかる入居者の安全の確保のため必要があるときは、自立援助ホームへの入居を希望する対象者又は依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。
- 7 事業者は入居者が死亡したとき、援助の実施を変更または解除する必要があると認める場合は、これを児童相談所長に報告するものとする。

(実施に当たっての事業者の留意事項)

第7条 事業者は次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施するよう努めなければならない。

- (1) 対象者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、対象者との信頼関係の上にたつて援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関、対象者の家庭と密接に連携をとり、対象者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、対象者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に虐待など受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な対象者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。
- (5) 事業者、対象者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。
  - ① 職員に対し、入居者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
  - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- ③ 援助に関する対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外のものを関与させなければならない。
- ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けてそれらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑥ 新潟市からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6カ月に1回以上）に調査を受けること。
- ⑦ 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規定に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月1回以上入居者に知らせること。  
なお事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことが無いよう留意すること。
- (8) その他、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。
- (9) 援助の実施に際し本市が支給する額は、平成19年12月3日付厚生労働省発雇児第1203001号「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に定める額とし、本市は予算の範囲内で支給するものとする。
- (10) 援助の実施に要する費用の支払いについて、月の2日以降に援助を開始する場合には、翌月から適用するものとする。

(入居者の費用負担及び適切な経理処理)

第8条 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。

- 2 入居者に負担させることができる額は、運営規定に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- 3 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

(関係書類の整備)

第9条 事業者は、本事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第7条に基づき費用を支払った日または支給報告書の報告日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式

第 年 月 日 号

(宛先)新潟市児童相談所長

申込者氏名 印  
住所

就学者自立生活援助実施申込書

新潟市就学者自立生活援助事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申込みます。

援助の実施を希望する者	氏名			年 月 日 生 歳
	住所			
	学校等	名称		
住所				
希望する援助ホーム名				
希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
援助を希望する理由				
備考				

注 申込者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

在学証明書（新入学者については入学証明書）又は在学していることが分かる書類を添付してください。

別記第2号様式

第 号  
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

就学者自立生活援助実施承諾書

年 月 日付けで申込みのあった就学者自立生活援助の実施について、  
次のとおり承諾します。

対 象 者	氏 名			年 月 日 生 歳
	住 所			
	学 校 等	名 称		
住 所				
援助ホーム名				
援 助 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
援 助 の 実 施 理 由				
備 考				

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

就学者自立生活援助についての通知書

年 月 日付けで申込みのあった就学者自立生活援助の実施については、  
次の理由により援助の実施を行いませんので通知します。

理 由	
-----	--

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



別記第4号様式

第 号  
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

就学者自立生活援助実施通知書

下記のとおり就学者自立生活援助の実施を行うことにしましたので、通知します。

対 象 者	氏 名		年 月 日 生 歳
	住 所		
	学 校 等	名 称	
		住 所	
援 助 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
援 助 の 実 施 理 由			
備 考			

第 号  
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

就学者自立生活援助実施解除決定通知書

就学者自立生活援助の実施について、次のとおり解除することにしたので通知します。

対 象 者	氏 名		年 月 日 生 歳
	住 所		
	学 校 等	名 称	
住 所			
援助ホーム名			
解除年月日	年 月 日		
解 除 理 由			
備 考			

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

就学者自立生活援助実施解除通知書

就学者自立生活援助の実施について、次のとおり解除することにしたので通知します。

対 象 者	氏 名		年 月 日 生 歳
	住 所		
	学 校 等	名 称	
		住 所	
解 除 年 月 日	年 月 日		
解 除 理 由			
備 考			

別記様式第7号

新潟市就学者自立生活援助事業  
就職支度費 一般分 特別基準分 申請書

(宛先) 新潟市長

所在地  
法人名  
自立援助ホーム名  
ホーム長氏名

印

標記について、次のとおり申請します。

対象者の状況	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)
	事業開始年月日	年 月 日
	事業解除予定年月日	年 月 日
	就職先名称	
	就職先所在地	
	就職(予定)日	年 月 日
※以下は特別基準分のみ記入	年金受給の状況	
	保護者の状況	
児童相談所長の意見		

※「採用証明書」または勤務先が発行する内定通知書等の写しを添付してください。

別記様式第8号

新潟市就学者自立生活援助事業  
就職支度費 一般分 特別基準分 報告書

(宛先) 新潟市長

所在地  
法人名  
自立援助ホーム名  
ホーム長氏名

印

標記について、次のとおり報告します。

対象者の状況	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)
	事業開始年月日	年 月 日
	事業解除年月日	年 月 日
	就職先名称	
	就職先所在地	
	就職年月日	年 月 日
※以下は特別基準分のみ記入	特別基準認定年月日	年 月 日
	支給年月日	年 月 日
備考		

※振込依頼書の写しまたは通帳の写し等送金したことがわかるものを添付してください。

別記様式第9号

新潟市就学者自立生活援助事業  
大学進学等自立生活支度費 一般分 特別基準分 申請書

(宛先) 新潟市長

所在地  
法人名  
自立援助ホーム名  
ホーム長氏名

印

標記について、次のとおり申請します。

対象者の状況	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)
	事業開始年月日	年 月 日
	事業解除予定年月日	年 月 日
	入学先名称	
	入学先所在地	
	入学(予定)日	年 月 日
※以下は特別基準分のみ記入	年金受給の状況	
	保護者の状況	
児童相談所長の意見		

※進学先の合格通知書の写しまたは在学証明書の写しを添付してください。

別記様式第10号

新潟市就学者自立生活援助事業  
大学進学等自立生活支度費 一般分 特別基準分 報告書

(宛先) 新潟市長

所在地  
法人名  
自立援助ホーム名  
ホーム長氏名

印

標記について、次のとおり報告します。

対象者の状況	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)
	事業開始年月日	年 月 日
	事業解除年月日	年 月 日
	入学先名称	
	入学先所在地	
	入学年月日	年 月 日
※以下は特別基準分のみ記入	特別基準認定年月日	年 月 日
	支給年月日	年 月 日
備考		

※振込依頼書の写しまたは通帳の写し等送金したことがわかるものを添付してください。